

通 知 書

当職らは、下記債権者（通知人）らから、
下記債権者らの貴社（被通知人）に対する
過払金返還請求に関する一切の件を委任さ
れ、当該事件を受任した代理人弁護士らで
す。なお、当職らが現在受任している貴社
に対する過払金返還請求事件の過払金の総
額は2億7千万円以上となっております。

貴社は、債権者申立による破産事件（事
件番号 東京地方裁判所平成20年（■）
第■ ■ ■ ■ ■号）の破産手続の開始原因の
審理において、支払不能状態にないと主張
なさいました。

貴社が支払不能状態にないのであれば、
直ちに下記債権者らに対し過払金を返還し
て頂けるはずでです。

また、債務名義を取得していない債権者
でも債権者申立ができることに鑑みれば、
債務名義を取得していない債権者に対して
も直ちに弁済をなすべきです。

仮に債務名義を取得していない債権者の
過払金返還請求権の過払金の金額を争う場
合であったとしても、少なくとも、貴社が
当然認めざるをえない範囲の金額の過払金

は直ちに返還すべきです。そして、その返還後、貴社が自認する金額の限度を超えた分の過払金返還請求の交渉にも誠実に迅速に対応し過払金を速やかに返還すべきです。仮に過払金返還請求の交渉に迅速に対応できないう内部事情が貴社におありであったとしても、過払金返還請求権者がそのために不利益を甘受しなければならない理由はございませんので、貴社の負担で迅速に過払金返還ができるような打開策を見つけ、速やかに過払金の返還をすべきです。

貴社は、過払金返還請求に対して誠実に対応する意向をお持ちのはずです。不当に時間をかけて過払金の存否や額を争い又は過払金返還交渉に応ぜず過払金の返還を拒むということはないと思えます。

そこで、当職らは、貴社に対し過払金返還請求権を有している下記債権者（通知人）らを代理して、貴社に対し、下記債権者らのうち債務名義を取得している者らについては債務名義の債権額を、下記債権者らのうち債務名義を取得している債権者以外のその他の債権者で既に貴社との間で和解が成立している債権者らについては和解金額

平成 20 年 10 月 10 日

住所

東京都豊島区東池袋 3 - 1 - 1 サンシャ
イン 60 / 37 F

弁護士法人アディーレ法律事務所

上記通知人ら代理人弁護士

弁護士 石丸 幸人 東京弁護士会所属

弁護士 上嶋 法雄 沖縄弁護士会所属

弁護士 靱 純也 東京弁護士会所属

弁護士 馬場 政江 東京弁護士会所属

弁護士 山口 政貴 第一東京弁護士会所属

弁護士 池上 雅弘 東京弁護士会所属

弁護士 加藤 英典 東京弁護士会所属

弁護士 岡田 航 東京弁護士会所属

弁護士 濱野 伸一 東京弁護士会所属

弁護士 吉田 清司 東京弁護士会所属

弁護士 森川 洋平 第一東京弁護士会所属

弁護士 田邊 英幸 東京弁護士会所属

住所

東京都新宿区西新宿八丁目 2 番 3 3 号

被通知人

三和ファイナンス株式会社

代表者代表取締役 小和田克人